

告 示

埼玉県告示第五百五十三号

令和二年埼玉県告示第二百号で公示した基本測量は、令和三年三月三十一日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律五百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月二十三日

埼玉県知事 大野元裕